

風俗営業などが変わります

平成27年6月24日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び関連法令が改正され、平成28年6月23日付で施行されます。改正の要点は次のとおりです。

1 第4号営業（ダンスホール等）規制の対象から除外

近年、ダンスをめぐる国民の意識が変化し、また、ダンスホール等営業に関連して風俗上の問題が生じているとの実態はほとんどなく、当該営業に対する法の規制を撤廃しても特段の支障は生じないと考えられることから、これを法の規制の対象から除外しました。

2 キャバレー等に係る規制の見直し

- (1) 第1号の営業（キャバレー等営業）の定義からダンスに関する部分を削除
- (2) 第3号の営業（ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業。「旧ナイトクラブ等営業」）については、低照度（10ルクス以下）で営まれる営業や深夜にわたる営業については別途規制することとし、旧ナイトクラブ営業自体については風俗営業から除外
- (3) 第5号の営業（低照度飲食店）の営業においては客にダンスをさせることが認められていませんでしたが、旧法第2条第1項第3号の規定が除外されることに伴い、旧ナイトクラブ等営業のうち低照度で営まれるものは改正後の新法第2条第1項第2号の営業（低照度飲食店営業）に該当することとなります。このため、低照度飲食店営業に係る規制について、客にダンスをさせることなどが可能となりました。

3 経過措置

このたびの改正により、

- 旧法第1号（キャバレー）及び第2号（料理店・カフェー）の営業は、新法第1号営業
- 旧法第3号（ナイトクラブ）の営業の一部及び同第5号（低照度飲食店）の営業は、新法第2号営業
- 旧法第6号（区画席飲食店）の営業は、新法第3号営業
- 旧法第7号（ぱちんこ屋・まあじゃん屋）の営業は、新法第4号営業
- 旧法第8号（ゲームセンター）の営業は、新法第5号営業

となりますが、旧法に基づく各種別の風俗営業許可については、新法に基づくそれぞれ対応する種別の風俗営業許可とみなします。

また、風俗営業を営む者が改正法の施行前にした違反行為について、改正法の施行後においても必要に応じて新法の規定を適用して行政処分を行うこととなります（新法附則第3条）。なお、新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります（新法附則第4条）。

4 その他

旧法で、深夜とは午前0時から日出時までの時間としていましたが、新法では午前0時から午前6時までの時間に改められました。



図解(概要)

